

令和元年度 事業計画

（公財）佐賀県生活衛生営業指導センターは、佐賀県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、次の事業を実施する。

1. 生活衛生関係相談指導事業（相談指導事業費）

佐賀県生活衛生営業指導センターによる生衛業者に対する経営・金融・衛生・税務等の相談指導の実施体制の充実を図るとともに、(株)日本政策金融公庫の融資制度の効果的活用を促進すること等により、生衛業の衛生水準の維持向上、経営の健全化・安定化等を図り、ひいては利用者又は消費者の利益の擁護に資することを目的とする。

- （1）センターにおける経営指導員による相談窓口の常設（年間 241 日）
- （2）移動相談所（地区協議会）の開設及び巡回相談の実施
 - ①唐津及び伊万里保健福祉事務所における移動相談所（地区協議会）の開設（各箇所、年 1 回）
 - ②必要に応じ、事業所・支部等への訪問巡回相談の実施（随時）
 - ③モデル営業者に対して中小企業診断士等と連携し、現地等での経営相談の実施（1 ヶ所）
- （3）中小企業診断士、弁護士など専門家への相談体制の常設
- （4）税務に関する講習会の開催（年 1 回）
- （5）商工会等との連携による中小企業向け助成制度等に関する情報収集・提供（随時）
- （6）「生衛さが」の発行（年 2 回）

2. 生衛業経営改善資金融資等指導事業（相談指導事業費）

生活衛生関係相談指導事業の一環として、当該事業の実効性を確保するために金融面からの補完を目的に設けられた(株)日本政策金融公庫の「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」の利用促進と効果的活用を促すとともに、小規模零細な生衛業者に対する指導に携わる生衛組合の「生活衛生営業経営特別相談員」の活動を助成するとともに、生活衛生営業特別相談員の資質向上を図ることを目的とする。

- (1) 経営特別相談員に対する生活衛生改善貸付の利用推進等を図るための指導助言(随時)
- (2) 経営特別相談員の資質向上を図るための研修会の開催(年1回)
- (3) 融資指導における実務的な知識習得を図るための勉強会の開催
(年2回 佐賀市、武雄市等を予定)
- (4) 経営特別相談員の指導活動に対する助成

3. 生衛業情報化整備事業(情報化整備事業費)

生衛業に関する情報の収集、分析、情報の発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の維持向上並びに業界の振興を図ることを目的とする。

- (1) 指導センターHP活用による消費者のための安全等に関する情報や生衛業者の経営健全化等に関する情報の提供(随時)
- (2) 当該情報を蓄積・分析するための生衛業情報ネットワークシステムの維持管理(随時)

4. 標準営業約款事業

利用者・消費者擁護の観点から、提供する役務の内容や施設・設備の整備の表示及び事故時の損害賠償実施の確保を図ることにより、利用者・消費者が店舗選択をする際の利便性を図ることを目的とする。

- (1) 生衛法第57条の13に基づく登録申請店に対する書面による審査及び登録業務の実施
特に美容業においては、2019年8月から新約款制度に基づく登録開始
- (2) 標準営業約款普及登録促進月間(11月)等において、当該制度の積極的な広報活動の実施
令和元年度は、登録店取材による広報記事掲載の機関紙による広報活動(登録店及び駅・行政機関等に設置して一般消費者等への周知を図る。)

5. クリーニング師研修等事業

クリーニング業法第8条の2及び第8条の3に基づく研修会及び講習会を開催し、クリーニング師の資質向上及びクリーニング所の業務従事者の当該業務に関する知識の普及の習得及び技能の向上を図ることを目的とする。

- (1) クリーニング業法第8条の2に基づくクリーニング師研修の実施
(佐賀市、武雄市で開催予定(2020年1月頃 年2カ所))
- (2) その他、衣類以外のクリーニング業務に従事するクリーニング師等や当日の受講困難者に対する通信講習(通称:2型講習)の実施

6. 後継者育成支援事業(後継者育成支援事業費)

生衛業においても高齢化や後継者不足による廃業が進み、生衛業の利用が困難な地域が生じるなど、利用者の利便性が阻害されるような状況もみられることから、次世代を担う若者に生衛業を理解してもらい、生衛業や仕事に対して関心を抱かせるとともに、将来生衛業に従事する若者を増加させ、後継者不足という課題の緩和を図ることを目的とする。

- (1) 若者に生衛業体験をして貰うためのインターン生受入れや生衛組合加盟店による出前講座等の実施
特に高校生に対して広く周知するため、関係機関を通じて生衛業インターン生受入れ店名簿等の高校現場への周知
- (2) 県、教育委員会及び組合代表者からなる「後継者育成支援協議会」の開催

7. 調査活動・情報収集等事業

景気動向調査は、生衛業界の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握するとともに、業者の景況感や地域実情等の定性的な把握に努め、(株)日本政策金融公庫の今後の業務運営に資することを目的とする。

経営状況調査は、経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、生衛業者の経営判断や生衛業に対する今後の施策判断材料として活用し、生衛業の振興・経営の安定化に資することを目的とする。

- (1) 生活衛生関係営業の景気動向等調査((株)日本政策金融公庫 受託事業)
調査内容:設備投資動向・資金借入動向、価格・雇用動向等
(70件:4半期毎調査)
- (2) 生衛業経営状況調査(厚生労働省 受託事業)
調査内容:売上、原材料費、粗利益、客数等(70件:4半期毎調査)

8. 佐賀県生活衛生同業組合連合会事務局の運営業務

生衛法に基づく非営利団体の生活衛生同業組合による連合会は、地域社会の衛生水準の維持向上及び地域社会の活性化を目的とする団体であり、その事業を支援するため、次の事業等に係る事務局運営業務を受託する。

- (1) 生活衛生事業等功労者表彰等事業
 - ①生衛業者の各種表彰等に係る候補者の審査及び推薦業務の実施（随時）
 - ②県生衛組合連合会会長表彰等の表彰及び表彰式の開催（年1回）
- (2) 組織強化対策事業
 - ①生衛業新規営業者等に関する行政情報の組合提供による組合加入勧奨活動への支援
 - ②全国センター作成のチラシ等を活用した組合加入勧奨活動の支援
- (3) 地域団体等との連携強化事業
 - 「国スポ等佐賀大会準備委員会」、「佐賀県暴力追放運動推進センター」
 - 「佐賀県ダメ。ゼッタイ。普及運動実行委員会」評議員・委員等での参加
- (4) その他連合会が必要と認める事業に係る事務局業務の実施

9. 評議員会、総会、理事会の開催

指導センター及び生活衛生同業組合連合会の管理・運營業務に関する事業計画や予算等重要事項を審議するために次の会議を開催する。

- (1) 佐賀県生活衛生営業指導センター
 - 定時評議員会(年1回 6月)及び通常理事会（年2回 6月、3月）
- (2) 佐賀県生活衛生同業組合連合会
 - 総会(年1回 6月)、通常理事会（年1回 3月）
- (3) その他緊急審議が必要な場合等における臨時理事会等の開催（逐次）